

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について  
(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更  
4号機および5号機の軽油タンク貯蔵液位の変更)

平成 19 年 9 月 21 日

平成19年7月27日、原子炉等規制法(※1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(※2)の変更認可申請を行っていましたが、昨日(9月20日)、国より保安規定の認可書(9月18日付け認可)を受領しました。

今後も、これまでと同様に保安規定を厳正に遵守し、浜岡原子力発電所の安全・安定運転に努めてまいります。

(申請内容については、当社[ホームページ](#)参照)

※1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。

※2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。

以 上